

〜県内2事例目!「建築物木材利用促進協定」〜 長野県建設労働組合連合会と長野県産材の利用促進に 関する協定を締結します

長野県では森林を守り、育てるため、県産材の利用促進に取り組んでいます。

今回、本県で2例目となる「建築物木材利用促進協定」を長野県建設労働組合連合会と長野県の2 者で締結するにあたり、以下のとおり締結式を行います。

日時

令和7年2月10日(月)13時30分から14時00分まで

場所

長野県庁西庁舎 110号会議室

出席者

長野県建設労働組合連合会 執行委員長 花岡 幸一 様長野県林務部長 須藤 俊一

協定概要

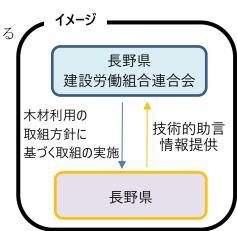
名称:長野県産材の利用促進に関する協定

概要:大工技能者等の育成や、県内民間建築物等における 県産材等の利用を促進し、「2050ゼロカーボン」や

地域の活性化に貢献する

その他

取材を希望される報道機関の方は、直接会場へお越し ください。



●これまでの長野県との協定

令和6年9月 長野WB工法友の会×根羽村森林組合

●建築物木材利用促進協定とは

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (通称:都市(まち)の木造化推進法)に基づき、建築物における木材利用を促進するため に、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度で す。

この事業は、2050ゼロカーボンに資する事業です。



(問合せ先)

担 当 林務部信州の木活用課

県産材利用推進室 篠原、古澤

電 話 (直通) 026-235-7266

(代表) 026-232-0111 (内線) 3274

FAX 026-235-7364

電子メール mokuzai@pref. nagano. lg. jp